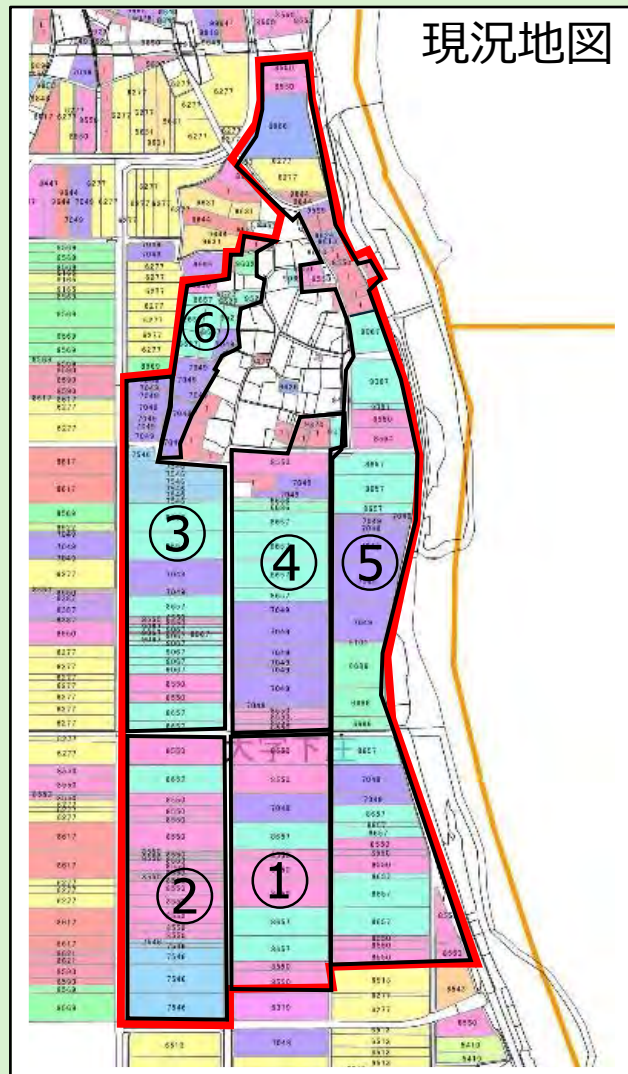


2-6. 現況地図・補完地図の関係



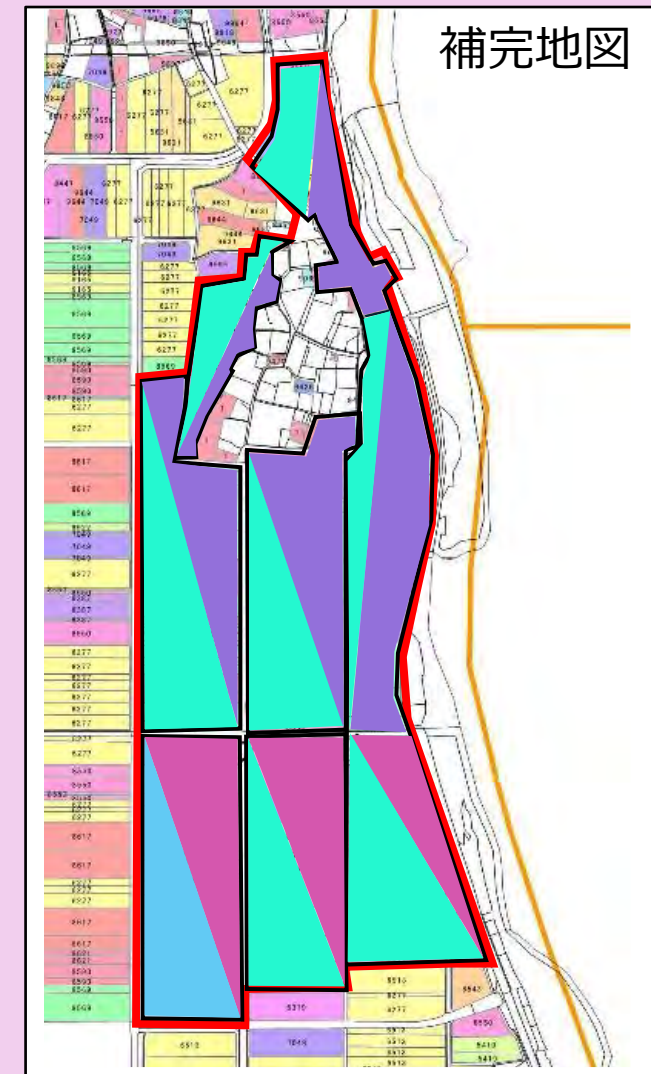
現況地図

	一定地域（地域計画範囲）
	ほ区（一団の農用地）

ほ区番号	水の利便性	ほ場の乾き	特記事項
①	悪い	良い	
②	悪い	悪い	
③	良い	悪い	
④	良い	良い	
⑤	良い	良い	いろは川の水利用
⑥	良い	悪い	ほ場整備無し、住宅に隣接
全体的な特記事項 ほ区①④とほ区②③は高低差 2 m あり。ほ区②③が高い。			

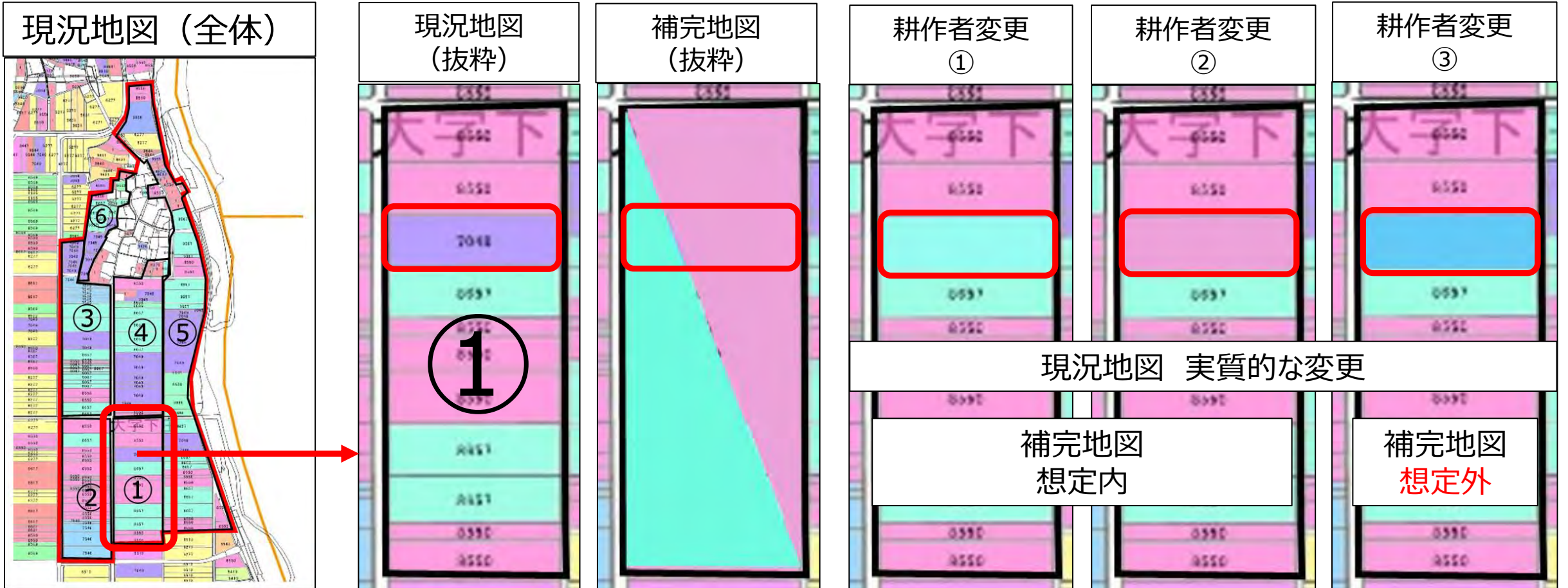
現況地図・補完地図の関係

1. 目標地図は現況地図とする。
2. 補完地図は「地域の担い手」「市農業委員会」「市農政部局」「中間管理機構」等の共通認識とし、公告には含まない。
3. 耕作者不在農地が発生した場合は、補完地図をベースに新耕作者の権利設定等を促す。



補完地図

2-7. 地域計画策定後に耕作者の変更が起こった場合



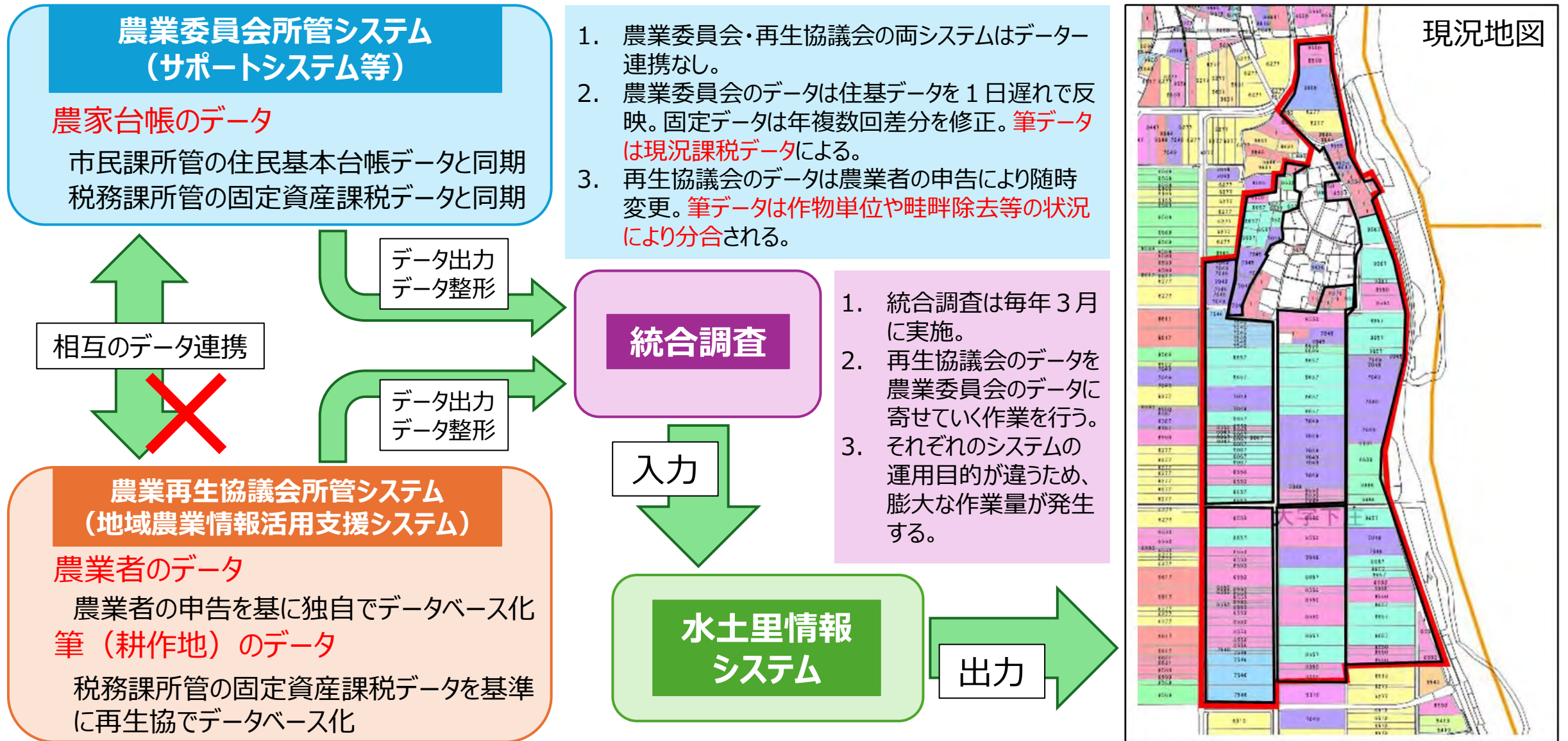
権利設定の種類

1. 中間管理機構を使った権利設定
2. 特定農作業受委託

前提条件

1. 中間管理機構を使った権利設定は補完地図と関係機関の共通認識醸成で**事前に排除**。
2. 特定農作業受委託について現状では**事後**でしか知り得ず、**コントロールは困難**。

2-8. 現況地図の作成方法（宇佐市）



2-9. 分類による地域計画の変更時期（宇佐市方針）

統合調査・現況地図データ作成の基本方針

1. 統合調査は毎年3月に実施。
2. 現況地図へのデータの入替えのための整理は、統合調査時に毎年必ず実施する。

実質的な変更（その都度変更）

関係者の意見聴取・地域計画の案の縦覧が**必要**

実質的な変更とみなすもの

- 一定地域の変更に関するもの

実質的な変更とみなさないが、状況に応じて実質的な変更と同様の取扱いをするもの

- 補助事業等実施に伴う変更に関するもの

事象が発生した場合は毎年度3月の統合調査によるデータ入替え後に、当該集落での意見聴取・地域計画の案の縦覧を行い計画変更する。

実質的な変更（後でまとめて変更）

関係者の意見聴取・地域計画の案の縦覧が**必要**

実質的な変更とみなすもの

- 耕作者の変更に関するもの

中間管理機構による権利設定については、事前に排除可能。しかし、特定農作業受委託による耕作者の変更をコントロールする術は現時点では存在しない。そのため、毎年度当該集落での意見聴取・地域計画の案の縦覧を行い計画変更することは現実的ではない。

将来

eMAFF地図・サポートシステム・再生協議会の地域農業情報活用システム等関連システムデータ連携の完全性が達成されれば、これらの課題・煩雑な事務作業は解消すると考える。

3-1. 地域計画（人・農地プラン） 自治体合同検討会 ①

地域計画の課題解決に向けた 自治体合同検討会

- 開催日：令和6年1月18日（木）
令和6年1月19日（金）
- 開催場所：宇佐市役所1階多目的ホール
- 参加自治体（地域計画モデル自治体）
 - 西海市 西海ブランド振興部 農林緑推進課
農業委員会
 - 飯塚市 経済部 農林振興課
農業委員会
 - 宇佐市 経済部 農政課
農業委員会
- オブザーバー
 - 九州農政局 経営・事業支援部
農地政策推進課
担い手育成課
 - 大分県・大分県北部振興局



3-1. 地域計画（人・農地プラン） 自治体合同検討会 ②



○ 当日の議題

1. 再生協議会が管理する特定農作業受委託の地域計画への反映について
2. 地域計画策定後に発生する権利設定・農地転用・補助事業実施等について
3. その他

当日は上記議題にとどまらず、「協議の場」についてや地図システム、農業委員会事務局・中間管理機構担当者同士での活発な意見交換が行われました。

○ 本検討会のまとめ

本検討会のまとめとして、地域計画策定後の通常管理業務のマニュアル化と協議内容の取りまとめを宇佐市が行うこととし、

- a) これらを「知見」として蓄えていくこと
 - b) 今後も本検討会をベースに自治体間の協議の場を開催すること
 - c) 他自治体から求められれば、この「知見」を提供すること
- の3点を参加者全員で確認しました。

3-3. 令和6年度へ向けて 九州モデル地区協議会（仮称）の設立

イメージ図



○ 地域計画推進により見えてきたもの

1. 自治体職員の対人スキル（コミュニケーション能力）**低下**
2. 自治体の農政部門における専門知識を有する者の**不足**
3. 地域課題の**多様化・深刻化**

○ 1.18自治体合同検討会より得られた成果

1. 自治体間の基本情報の**相違**
2. 地域計画推進に当たり自治体が抱える課題の**類似性**
 - ① 地域計画推進に関するもの
 - ② 多様化・深刻化する地域課題に関するもの
3. 自治体職員の対人スキル（コミュニケーション能力）の**向上**
4. 農政部門の専門知識の**共有**

令和6年度 地域計画九州モデル地区協議会設立（知見の補完）

推進方法・管理方法のマニュアル化（知見の創出）

自治体間連携による補完機能の向上（知見の共有）

宇佐市地域計画 推進マニュアル Ver1.2.0



今後とも地域計画推進のため
ご協力を賜りますようお願い致します。

令和6年3月14日作成
宇佐市 経済部 農政課 国営事業営農対策係

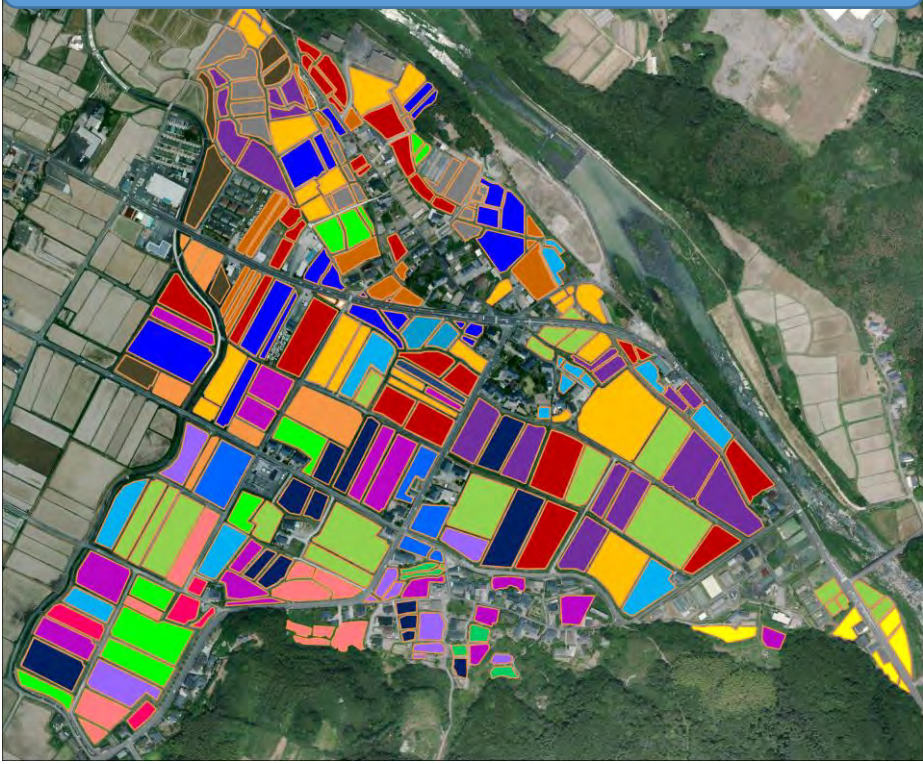
資料①

地域計画（目標地図）作成マニュアル

目標地図の作成手順

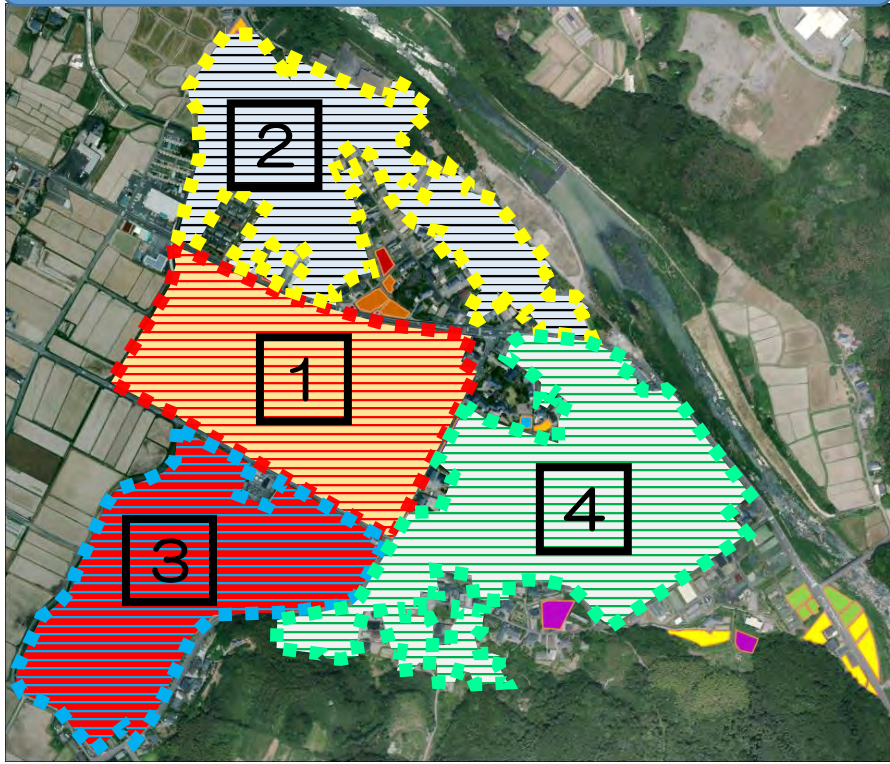
目標地図の作成には下記の②と③の作業を行います。
①「現況地図」は宇佐市農政課が作成して地区にお届けします。
この地図を使用して、地区で話し合いを重ね目標地図を作成していきます。

① 現況地図



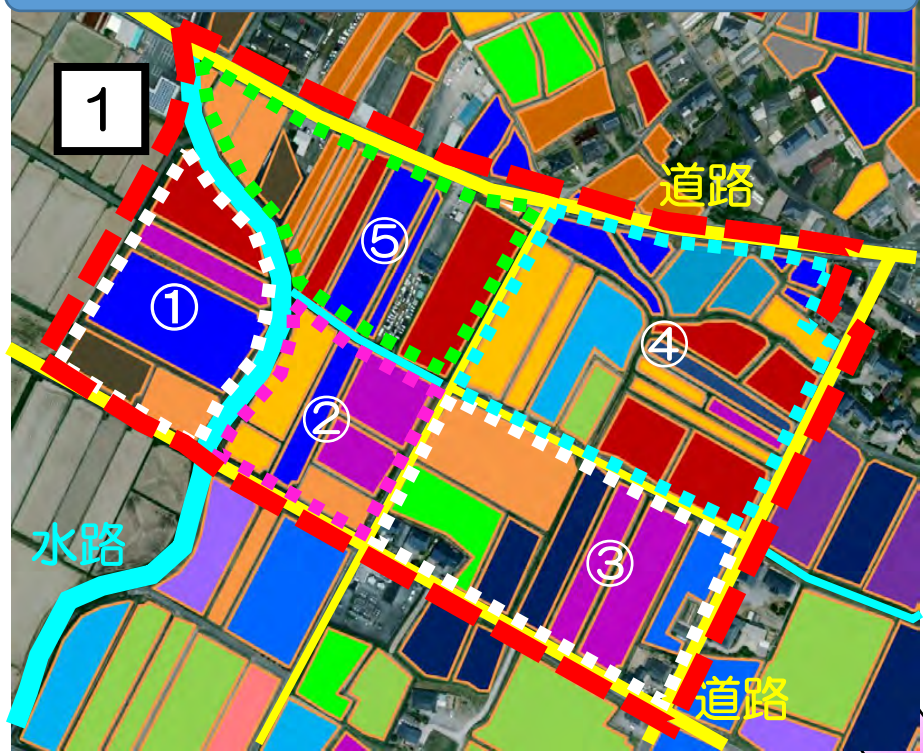
現在の耕作状況を記した地図。
耕作者ごとに色分けして表示。

② 農地のエリア分け



地区の中で、道路や河川・小字等でエリア分けを行います。

③ 書き込み地図の作成



水路や道路毎にエリアより小さな区画分けを行う。
一緒に各ほ区の性質等を記入
※ 担い手に共通認識を持って貰うため

（記入例）

① 番エリアの特徴

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| ① 水の使い勝手○
土質は砂地
水はけ○ | ④ 水の使い勝手×
土質は砂地
水はけ× |
| ② 水の使い勝手○
土質は赤土
水はけ△ | 未整備地 |
| ③ 水の使い勝手○
土質は赤土
水はけ△
高低差が大きい | ⑤ 水の使い勝手△
土質は黒土
水はけ○
高低差無し |
- ※ ほ場単位ではなくほ区の平均的な状況で把握します。

今後の見通しに変化がない場合 等

「書き込み地図」⇒「目標地図」

となります

資料①

※ もし、更に可能なら・・・

④ 補完地図の作成



補完地図とは？ 作る理由は？

補完地図を作ることにちゃんと理由があります。

理由1

各ほ区内で、現況の耕作者が営農できなくなることもあります。その際の「保険」的な話をしておきたい。

例えば…

①のほ区は4人の耕作者がいますが、事故や病気等で耕作できなくなることもあります。その時同ほ区内の「青」か「赤」の人がカバーすることを前もって話し合い、共通認識として持っていれば耕作放棄地なることを防ぐことができます。

理由2

同ほ区内での耕作者をまとめることが出来れば、作業効率を上げることができます。

◎ 他にも可能性はありますが、様々なリスクに対応するためにも「補完地図」を作成する意味があると考えています。

可能であれば、③「書き込み地図」の作成と共に④「補完地図」も作成します。その上でどちらの地図を「目標地図」に設定するかを担い手に決めてもらいます。

目標地図に設定するパターンとしては…

- ・地権者の意向等が強いから…
- ・後継者がおらず、先が全く見えない…
- ・入作や法人誘致を考えているが、話はこれから… 等

◎ 上記の場合は「書き込み地図」を近い未来までの「目標地図」とし、「補完地図」は地域の共通認識として保管しましょう。

◎ 「補完地図」を作れない場合もあると思いますので、その時は「書き込み地図」⇒「目標地図」となります。

◎ 「補完地図」が作成でき、特に問題ないといった場合は「補完地図」⇒「目標地図」としましょう。

心構えとして…

- ◎ 地域の農地が荒廃させないことを前提に話し合ってください。
- ◎ 農地の状況を、担い手の共通認識とするためにほ区ごとの状況（水管理やほ場の状態）をまとめて、皆さんが共通認識とできるようにしてください。
- ◎ いきなり10年後の未来は見えません。近い未来から想像するようにして、出来る限り農業が続けられる状況を保てるように考えてみてください。
- ◎ 状況により、1度で協議を終わらせなくてもよいので、じっくり話し合ってください。もちろん、強引に完成させる必要もありません。無理のない状態で完成を目指してください。

【お問合せ先】

大分県 宇佐市役所 農政課

国営事業営農推進係 TEL：27-8241（直通）

農政係 TEL：27-6155（直通）

資料②

集落戦略及び地域計画の図面作成マニュアル

目標地図の作成手順

はじめに…

「中山間地域等直接支払制度」の集落戦略に使用する地図を作成します。これは6～10年後に、地域の農地を誰が守っているかを記した地図であり、集落全体の将来像・課題・対策について話し合いながら地図を作成するため今後の指針となります。そのため「近い未来の目標」を考えながら「集落戦略に使用する地図」を作成してください。その延長線上に「人・農地プラン」の後継計画である「地域計画」へと繋がる重要な取組です。

図面説明

第5期対策図面

・「第5期対策図面」とは、「中山間地域等直接支払制度5期対策」の協定農用地及びほ区が記された地図になり、この図面で作業を進めていきます。（※この図面は市が準備して地域へお届けします。）

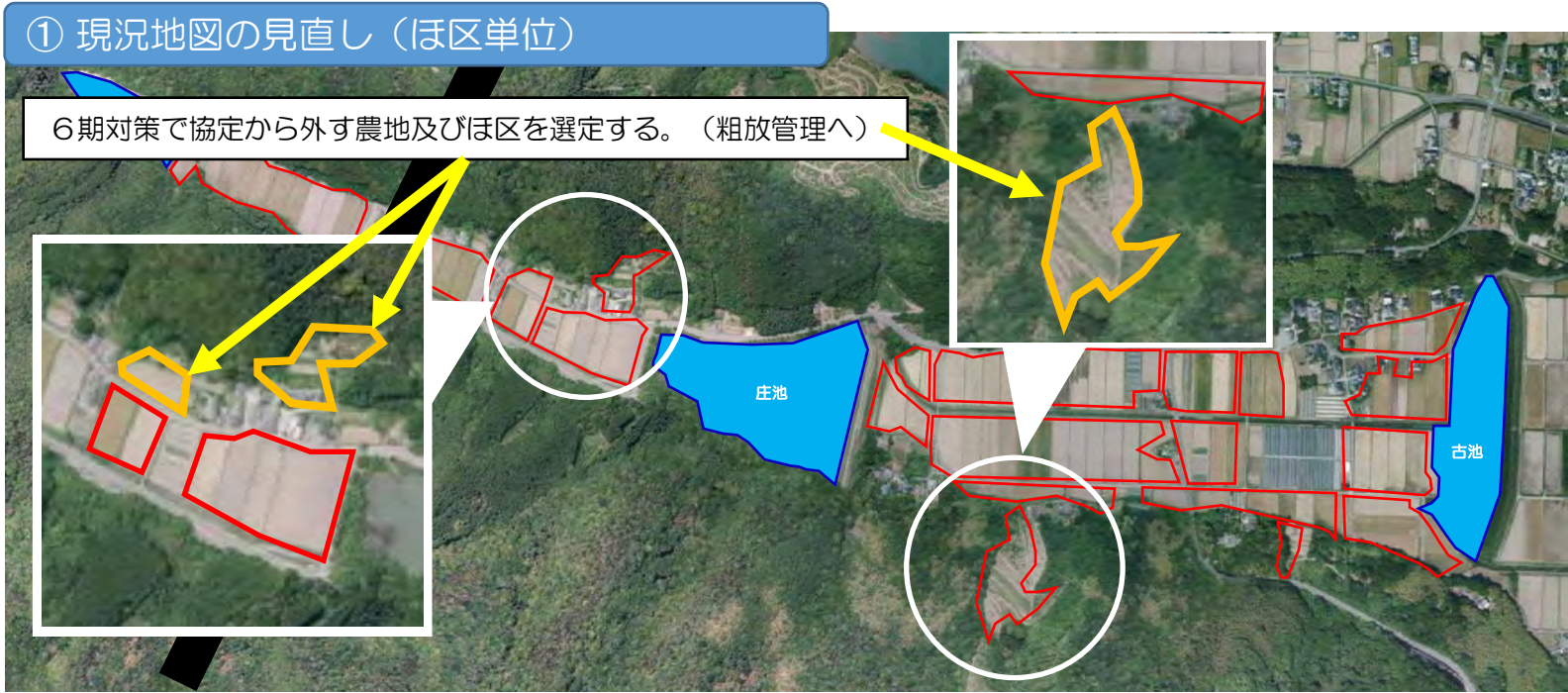
第6期対策図面

・「第6期対策図面」とは、令和7年度からの「中山間地域等直接支払制度6期対策」で使用する図面です。

※ ほ区とは？…ほ区とは「一団の農用地」を表す言葉です。河川・道路・大きな水路等により区切られた複数の農地の集まりを指すことが多く、区割りの基準となっています。

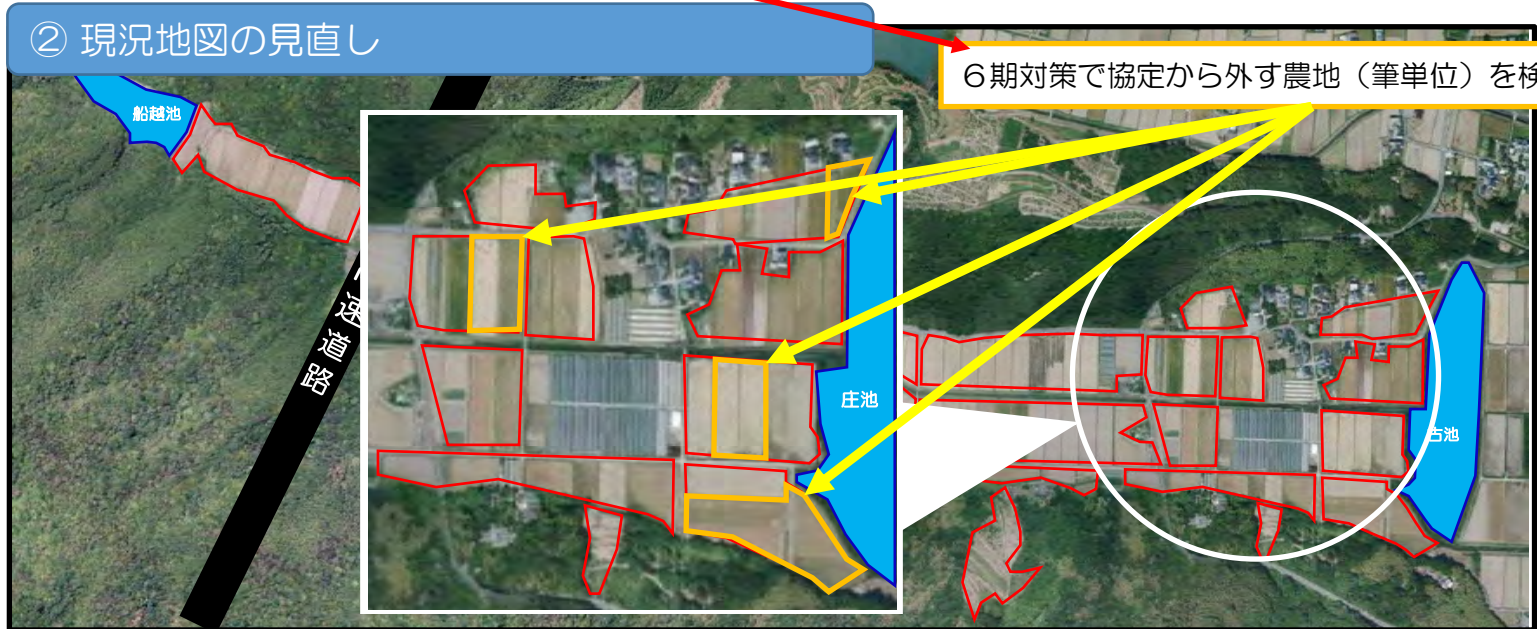
STEP 1

- ① 「現況地図」を使用して、ほ区単位で協定集落の見直しを行います。
- ② 耕作・保安全管理が困難と思われるほ区を選別します。



STEP 2

- ① STEP 1の図面を使い、筆単位で協定集落の見直しを行います。
- ② 協定集落内の耕作・保安全管理が困難と思われる筆を選別します。



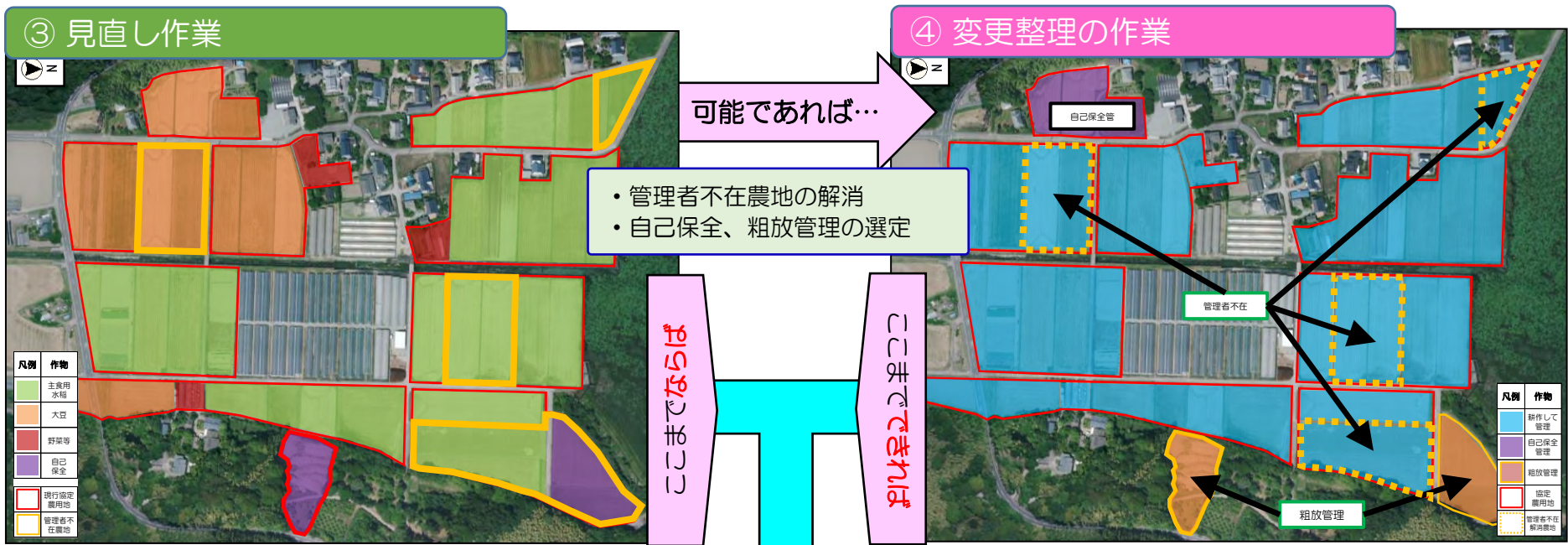
資料②

STEP 3

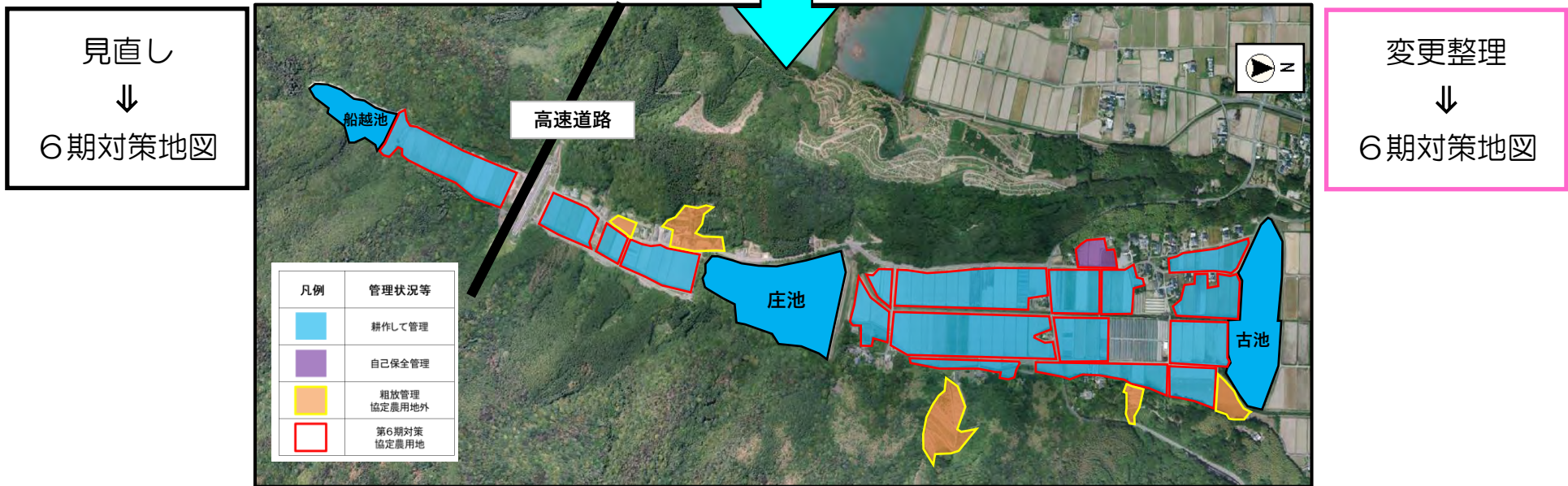
- 1. STEP 2の図面を使い、協定集落内の作物や管理状況の整理を行います。
- 2. 協定参加者で見直し協議の上、合意形成を図るようにしてください。
(課題1) 中抜けとなった農地に対して…
 - ① 他の耕作者が引き継がないか？
 - ② ほ区（一団の農用地）として、一体的な管理ができないか？(課題2) 引き継ぎ又は一体的な管理が出来ない農地に対して…
 - ① 協定集落で自己保全管理等ができないか？

耕作・保全管理困難候補農地の継続を再考する必要性とは…

ほ区内が虫食い状態となることで、耕作・管理上の効率が著しく悪くなります。
できるだけ「管理の一体性」が失われない状態を続けられるように話し合いを行ってください。



どちらかの地図を「6期対策地図」として設定



話し合うときの考え方として…

- ◎ 地域の農地が荒廃させないことを前提に話し合ってください。
- ◎ 10年後の未来は想像するのが難しいと思います。まず、近い未来を思い浮かべてみてから、出来る限り農業も管理も続けられる状況を保てるように考えてみてください。
- ◎ 地域の協議は、1度で完結させる必要はありません。じっくり話し合うことで無理なく続けていける状態を目指してください。

地区での話し合いで困ったときは…

- ◎ 作業の進め方で分からないことや困ったことが起こった場合は、右記の「各支所 産業建設課 産業振興係」に相談してみてください。

【お問合せ先】

宇佐市役所
安心院支所 産業建設課 産業振興係
TEL: 44-1113 (直通)
院内支所 産業建設課 産業振興係
TEL: 42-5111 (代表)
(内線) 152・153